

令和3年度 子ども・子育て応援基金

みやこんじょ子どもスマイル助成金募集要項

1 目的

都城市社会福祉協議会では、子どもたちのために役立てて欲しいとの思いで頂いた寄附金をもとに「子ども・子育て応援基金」を設置し、平成24年度から助成事業を開始しました。

この基金を活用し、地域ぐるみでの子育て支援活動を推進し、地域住民との世代間交流を図り、ひいては地域で次世代の担い手を育成することを目的とします。

2 対象団体

都城市において子ども・子育て支援活動を行っている団体、または新たに活動を実施予定の団体で以下の条件を満たしていることが必要となります。なお、助成については立ち上げから3年未満の団体を優先的に助成します。また、他の助成金を受けている事業や営利活動を目的とする事業については助成不可となります。

- (1) 年間の活動計画が明確で、規約・会則等を定めている団体
- (2) 代表者および会計責任者が明確であり、都城市内で活動を展開している団体
- (3) 原則として市内に在住の3人以上で構成されている団体
- (4) 代表者が市内在住の18歳以上である学生グループやボランティアサークル
- (5) 政治、宗教または営利を活動目的としていない団体
- (6) 暴力団またはその構成員の統制下でないこと

3 助成対象となる活動

地域ぐるみの子育て支援活動を対象とし、2つのコースで募集します。

①事業助成コース（最大20万円）

- ・異世代交流活動
(例) 学校と地域住民、乳幼児と高齢者等の世代間交流活動など
- ・居場所づくり活動
(例) 子育てサロン、児童・生徒の放課後サロンの開設など
- ・子育て支援・相談活動
(例) 出産おめでとう訪問、不登校相談事業など
- ・その他、地域での子育て支援において課題解決や孤立防止につながる活動

②基盤整備コース（最大10万円）

活動に必要な備品購入費等を助成します。

※基盤整備コースに関しては、同一団体として助成を受けることができるのは一回に限ります。(過去に基盤整備コース、またはこれに該当する助成を受けた場合は、応募できませんのでご注意ください。)

4 助成対象外となる経費

- ・団体メンバー等の人件費
- ・家賃、光熱水費、通信費など経常的な運営経費（活動に必要な郵送、宅配料金などは対象）
- ・食糧費（活動に要する食材費は対象）
- ・予備費（具体的な用途が定まっていない経費）

5 受付について

(1) 受付期間

令和3年4月19日（月）から令和3年5月21日（金）まで

(2) 受付方法

所定の「助成金交付要望書」（様式第1号）に必要事項を記入、捺印の上、必要書類を添付して、事務局へ提出して下さい。（**※郵送不可**）

(3) 提出資料

- ①事業（活動）計画書（別紙様式1）
- ②役員等名簿（別紙様式2）
- ③収支予算書（別紙様式3）
- ④暴力団排除に関する誓約書及び同意書（別紙様式4）
- ⑤規約または会則
- ⑥総会資料（総会を行っていない団体もしくは今年度の総会が終了していない団体についてはご相談ください）
- ⑦（備品購入の場合のみ）見積書

※様式はホームページ（<http://www.m-syakyu.or.jp/>）からもダウンロードできます

6 審査について

6月中旬に開催する審査会において、口頭による10分程度のプレゼンテーションと、審査委員による10分程度の質疑応答の時間を設けます。審査基準については、以下の基準に基づき審査を行います。

《主な審査基準》

- ①必要性・・・地域のニーズ、現状分析を正確に把握した活動であるか
- ②効果性・・・子ども・子育て支援における課題の解決への効果が大きいのか
- ③独創性・・・地域および団体の特性を生かした活動であるか
- ④発展性・継続性・・・対象となる活動に持続性があり、今後さまざまな活動に広がる可能性があるか
- ⑤費用の妥当性・・・助成による効果が期待できるか
- ⑥住民参加・・・地域ぐるみでの子ども・子育て支援活動を対象とした事業となっているか
- ⑦社会資源との連携・・・公民館、児童館、学校、社会福祉施設、その他地域の社会資源と連携した活動であるか

⑧先駆性・・・・・・・・時代に先駆けた新しい取り組みの活動であるか

7 助成金の交付

助成金交付決定通知書とともに送付する交付申請書(様式第3号)に必要な事項を記入し、請求書を提出してください。助成金は原則振込となります。

8 実績報告書の提出について

(1) 報告書の提出について

助成事業の完了後1か月以内に、助成金とともにお渡しする報告書関係書類を提出してください。

(2) 提出書類

- ①実績報告書(様式第4号)
- ②助成金事業実施状況報告書(様式第5号)
- ③収支決算書(様式第6号)
- ④支出明細書(様式第7号)
- ⑤領収書(コピー可)

9 交付決定の取り消し及び返還

以下のような場合は、助成金の全額または一部を返還して頂くことがあります。

- (1) 社会福祉法人都城市社会福祉協議会子ども・子育て応援基金助成金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正の手段により助成金を受けたとき
- (3) 助成金を目的以外に使用したとき

※上記以外において、助成活動の中止、変更等で残金が発生した場合も返還対象となりますのでご注意ください。

10 その他

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の事業を助成対象とし、交付決定以前(令和3年4月1日以降)にかかった経費もさかのぼって対象とします。
- (2) 事業助成コースと基盤整備コースを併せて要望することは可能ですが、助成金額については各コース最大10万円、最大合計20万円となります。
- (3) ご不明な点は事務局までお問合せください。

【事務局】

社会福祉法人都城市社会福祉協議会 総務課(担当:橋本)

〒885-0077

宮崎県都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター内

TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103

E-mail hashimoto@m-syakyo.or.jp